

除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）実施要領

（趣 旨）

第1 この要領は、土木部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（事業を実施する者および事業内容）

第2 事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）および補助対象となる事業内容は次のとおりとする。

（1）事業実施主体

次に掲げる①から③のすべてを満たす者とする。

- ① 兵庫県除雪計画区域（以下「除雪計画区域」という。）に所在する宍粟市、豊岡市、養父市、朝来市、丹波市、香美町、新温泉町（以下「対象市町」という。）のうち、道路除雪機械運転に必要な資格取得の費用の一部を補助する事業を実施している市町（以下「補助事業実施市町」という。）に事業所を置く事業者、または対象市町に所在する団体等
- ② 過去5年間に兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務を実施、若しくは入札に参加した者または兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務の実施を予定している者
- ③ 除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者

（2）補助の対象となる事業内容

除雪機械の運転に必要な大型特殊免許および大型自動車免許の取得、車両系建設機械運転技能講習の受講を対象とする。

ただし、本事業により除雪機械の運転に必要な資格を取得する者は、次に掲げる①から②のすべてを満たす者とする。

- ① 交付申請日において50歳未満である者
- ② 普通自動車免許（AT限定含）を所持している者

（補助対象経費）

第3 事業の対象となる経費は次のとおりとする。

（1）補助対象経費は、第2（2）の事業に要する経費であって、交付決定日以降に要する経費とし、下記に定める経費のうち必要と認めるものとする。なお、①または②のみを申請することも可能とする。

- ①大型特殊免許、大型自動車免許のいずれかまたは両方の取得費用
 - ・取得に係る教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料（自動車教習所の入学金、写真代、教材代は取得費用に含む）
- ②車両系建設機械運転技能講習の受講費
 - ・受講に係る講習料、教材代

（2）上記事業に要する旅費および交通費、宿泊費、延長・補習教習料、その他取得・受講に関する事務的経費全般は補助対象経費から除く。

（3）②の申請は①の免許のいずれかまたは両方の免許を取得済、もしくは本事業で取得予定の者に限る。

(4) (1)の規定にかかわらず、補助事業について、国、または県の他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助率および補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額とし、除雪機械の運転に必要な資格を取得する者1名につき20万円を限度とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は1名毎にこれを切り捨てる。

(事業計画および補助金交付申請)

第5 補助事業実施市町の長は、要綱第3条第1項にもとづき以下の書類を提出する。

- ・事業計画(変更)承認申請書(要領様式第1号)
- ・事業計画(変更)書(要領様式第1号の2)
- ・誓約書(様式第1号の2)
- ・その他必要と認める資料

2 前項の書類の申請は第2(1)②の要件に該当する県の除雪業務を発注した土木事務所・事業所、または補助事業実施市町を所管区域とする土木事務所・事業所で受け付ける。

3 県民局長は、予算の範囲内で申請を受け付けるものとし、申請額の総額が予算額を超えようとするときは、受付を停止することができる。

4 県民局長は、内容を審査し適正と認めたときは、実施主体に計画の承認を通知するとともに、補助金の交付を決定する。

(補助事業の変更)

第6 要綱第7条第1項第1号及び第2号の軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 経費配分の変更
補助金の額に変更が生じないもの

(2) 内容の変更
補助金の額に変更が生じないもの

(内容の変更)

第7 補助事業実施市町の長は、要綱第7条にもとづく補助事業の変更、交付決定額の変更を行おうとするときは、あらかじめ事業計画(変更)承認申請書(要領様式第1号)を県民局長に提出する。

2 県民局長は、内容を審査し適正と認めたときは、補助事業実施市町の長に変更計画の承認を通知するとともに、補助金額の変更交付決定を行う。

(補助事業の中止)

第8 補助事業実施市町の長は、要綱第8条にもとづく補助事業の中止を行おうとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を県民局長に提出する。

(実績報告)

第9 補助事業実施市町の長は事業完了後、要綱第11条にもとづき以下の書類を提出する。

- ・事業実績報告書(要領様式第3号)
- ・事業報告書(要領様式第3号の2)

- ・事業に要した経費を確認できるもの
- ・事業の要件に該当することを確認できるもの
- ・その他必要と認める資料

2 前項の書類の申請は、補助事業完了後 30 日を経過した日または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに県民局長に提出する。

(廃業する場合の措置)

第 10 事業実施主体は、事業の完了した日から 3 年未満で廃業を行う場合は、その旨を補助事業実施市町の長、県民局長へ報告しなければならない。その際、県民局長は事業実施主体に既に支払った補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第 11 補助事業実施市町の長及び事業実施主体は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の成果確認)

第 12 県民局長は事業の成果確認のため、必要に応じて、事業の完了後に補助事業実施市町の長、事業実施主体に対し聞き取り調査をすることができる。また、除雪業務の広報等として、個人情報を除き調査結果を公表することができる。

(補則)

第 13 この要領の実施について必要な事項は別に定めることができる。

(附則)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

要領様式第1号（第5関係）

第 号

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話（ ） ー 番

電子メール

事業計画（変更）承認申請書

令和7年度において、除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）を下記のとおり実施したいので、補助金〇〇〇,〇〇〇円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

別紙（要領様式第1号の2 事業計画（変更）書）のとおり

2 事業の着手予定年月日 令和 年 月 日

事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付資料

要領様式第1号の2 (第5関係)

団体名
代表者名 _____
(担当者名)
(電話番号)

事業計画 (変更) 書

1 免許等取得予定者数

免許等取得予定者数	事業完了 (予定) 日	備 考
人	令和 年 月 日	

2 事業に要する予定経費

(単位:円)

補助事業に 要する経費	間接補助対象経費 (A)	県補助予定金額 (A) × 1 / 3 (千円未満切捨) ※上限額20万円	市町補助 予定金額	補助事業対象者 負担予定額

3 補助事業の対象要件の確認

補助事業の実施にあたり、申請者は事業実施主体が以下の要件を全て満たすことを確認したうえで書類を提出してください。

- (1) 事業実施主体は、過去5年間に兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務を実施、若しくは入札に参加した者または兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務の実施を予定している者に限る。
- (2) 事業実施主体は、除雪計画区域の道路除雪業務を今後、行う意思がある者に限る。
- (3) 事業実施主体は、除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者に限る。
- (4) 事業実施主体は、上記のほか、除雪機械運転資格取得補助事業 (間接補助) 実施要領に定める事項に従って、事業を実施する。

要領様式第2号（第5の4関係）

第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

兵庫県〇〇県民局長

担当課名及び担当者名

電 話 () ー 番

電子メール

事業計画（変更）承認書（補助金（変更）交付決定通知）

令和 年 月 日付で申請のあった事業計画（変更）については、金 〇〇〇, 〇〇〇円
円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容は事業計画（変更）承認申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	〇〇〇, 〇〇〇円
補助対象経費	〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	〇〇〇, 〇〇〇円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金交付要綱及び除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）実施要領に従わなければならない。
- この事業は、令和8年3月31日までに完了しなければならない。

要領様式第3号（第9関係）

第 号

年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

住 所

団 体 名

代表者名

電話（ ） ー 番

電子メール

事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって承認された事業計画について、除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）実施要領 第9の規定に基づき別添のとおり報告します。

記

1 事業実績

別紙（要領様式第3号の1 事業報告書）のとおり

2 事業の完了年月日 令和 年 月 日

3 添付資料

団体名
 代表者名 _____
 (担当者名)
 (電話番号)

事業報告書

1 免許等取得者

所 属	氏 名	年 齢 (生年月日)	取得免許等種類	免許等取得日	備 考
			大型自動車・大型特殊・建設機械技能講習		
			大型自動車・大型特殊・建設機械技能講習		
			大型自動車・大型特殊・建設機械技能講習		

(記載要領)

- 1 年齢は、市町への申請時点の満年齢を記載してください。
- 2 免許等種類は、本事業により取得したものに○をしてください。
- 3 行が不足する場合は追加してください。

2 事業に要した経費

(単位:円)

所 属	氏 名	補助事業に 要した経費	間接補助対象 経費 (A)	県補助金額 (A) × 1 / 3 (千円未満切捨) ※上限額20万円	市町補助金額	補助事業対象者 負担金額
合 計						

(記載要領)

- 1 教習料等領収書等の写しを添付してください。
- 2 本事業により免許等を取得したことを証明する運転免許証等の写しを添付してください。
- 3 行が不足する場合は追加してください。

3 補助事業の対象要件の確認

補助事業の報告にあたり、申請者は事業実施主体が以下の要件を全て満たすことを確認したうえで書類を提出してください。

- (1) 事業実施主体は、過去5年間に兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務を実施、若しくは入札に参加した者または兵庫県、若しくは対象市町の道路除雪業務の実施を予定している者に限る。
- (2) 事業実施主体は、除雪計画区域の道路除雪業務を今後、行う意思がある者に限る。
- (3) 事業実施主体は、除雪計画区域の道路除雪業務に従事する予定の者に資格を取得させる者に限る。
- (4) 事業実施主体は、上記のほか、除雪機械運転資格取得補助事業(間接補助)実施要領に定める事項に従って、事業を実施する。

4 添付資料

確認する内容	提出書類
免許等取得者の運転免許証等の写し※1	○：免許を取得したことを証明する 運転免許証等の写しなど
事業実施主体が免許等取得者を雇用または所属していることを確認できるもの※2	○：免許取得者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど
事業に要した経費を確認できるもの	○：領収書など
事業実施主体が道路除雪業務を実施、または入札に参加したことを確認できる資料※3	○：契約書の写し、 資格確認通知書など
事業実施主体が道路除雪業務を実施予定であることを証明する資料	○：誓約書（任意様式）、 契約書の写し（令和7年度）など
その他必要と認める資料	必要に応じて提出

- ※1 運転免許証の写しを提出する場合は「氏名」、「生年月日」、「免許の有効期限」、「免許の取得年月日」、「免許の種類」以外の個人情報は黒塗りにしてください。
- ※2 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しを提出する場合は「氏名」、「生年月日」、「事業所名称」以外の個人情報は黒塗りにしてください。
- ※3 契約書の写し、資格確認通知書などの写しを提出する場合は、過去5年間のもののうち、いずれか一つを提出ください。

